

長野県社会福祉士会 NEWS

第189号
2022/3/1



発行▶公益社団法人長野県社会福祉士会
会長 上條 通夫
事務局▶〒380-0836長野市南県町685-2
長野県食糧会館6F
編集▶広報編集委員会
発行部数▶2,400部

TEL▶026-266-0294 FAX▶026-266-0339 E-mail▶info@nacsj.jp HP▶https://nacsj.jp/

虐待の芽を摘み、障がいのある人もない人も、ともに生きる社会づくり …… 1
障がい者共生社会づくり条例(仮称) 骨子案への意見提案 …… 2
令和3年度市町村職員等高齢者虐待対応力強化研修 …… 3
累犯障がい者・高齢者の支援を考えるセミナー …… 4

contents

災害福祉支援学習会 …… 5
信州ぐるっと!! …… 5
特集 社会福祉士としての一日に密着 …… 6~7
リレーエッセイ …… 8
設立30周年 記念公開セミナー …… 8
編集後記 …… 8

虐待の芽を摘み、障がいのある人もない人も、ともに生きる社会づくり

勝 又 小百合 (理事・虐待対応委員会委員長)

「虐待」はとても強い言葉です。おそらく、誰もが、「やろうと思ってしているのではない」…だからこそ法律の中にも「虐待者」「被虐待者」の意識の有無は問わない…とあります。時折センセーショナルな見出しでとても悲惨な事件が報じられることもあります。なぜ…それが防げなかったのか、と…。本当にそう感じます。

私は社会福祉の分野、特に障がいのある方々とのお付き合いが長いです。仕事を始めた当初、耳が聞こえず、目が見えず、言葉も発しない方との出会いがありました。

ごくわずかな関わりの期間の中、適切な関わりが持てず…未だにこの方に対し、どうすれば情報や気持ちを伝えることができ、気持ちをくみ取ることができたのだろう、暮らしに関わることができたのだろうと問い続けています。

日々の業務の中でもいろいろなことを教わります。当初「怒ってばかりいる人」で、何に対して怒っているのか分からず、都度対応するしかなかった方が、双方向のやり取りを続ける中でその方の世界観を理解し対応を重ねることで、ご自身の思いを語るようになり、やりたいことやして欲しいことを明確に伝えるようになりました。

もちろんその方なりの言葉や表現方法なので決してスムーズなやり取りばかりではありませんが、怒りの矛先は自分のことを理解してくれない支援者に対してであったことがよく分かった経験でした。障がいのある方の中には発信することや表現することが苦手な方が多くいます。

日々、私たちは「支援者」としてその方々の前に立つのですが、その方々独自の発信や発信までの間合いや、発信方法があることを、さまざまな理由で、受け止めず過ぎてしまうことがあります。障がいのある方も、いろいろな周囲の情報や日々の関わりの中でさまざまな忖度をし、我慢もしています。誰もがそうですが、我慢ばかりは続かず、結果的に先程の方のように「怒り」として表出されてしまうこともあります。

「分からないから」ではなく「相互理解がない」から。

「社会の中で、お互いに理解し合う」決して一方通行ではなく双方向で。それがかなわない環境が続くと「虐待」と言われる状況が発生しやすいと考えます。虐待は一番の権利侵害です。芽のうちに摘むのが一番です。が、残念ながら国・県の統計を見る限り、高齢者・障がい者ともに減少傾向にありません。被虐待者の権利擁護のためには、疑いのある場面での根拠に基づく判断と早期対応が求められます。

本会は、県から委託を受け市町村職員等を対象にした「高齢者虐待対応力強化研修」等を開催しています。1月25日開催の研修には市町村職員や地域包括支援センター職員等129人が熱心に受講されました。また、「障がいのある人もない人も、ともに生きる社会づくり」を目指して、長野県障がい者共生社会づくり条例(仮称) 骨子案への意見提案もしています。(関連記事2・3ページ)

これからも何よりも「伝え合うこと」「違いを認め合うこと」を大事にしながら、思いを分かち合いながら、諦めずに小さな積み重ねを続けたいと考えています。

障がいのある人もない人も、ともに生きる社会づくり

ー 長野県障がい者共生社会づくり条例（仮称）骨子案への意見提案 ー

この「条例（仮称）の骨子案に対する意見」については、令和3年12月に県障がい者支援課からの依頼があり、県条例を制定すべきか、また条例名称も含め、「条例（仮称）検討報告書」に関わった青木寛文外部理事（弁護士）や池田純会員にも意見を求め、理事の意見を集約し12月22日に意見提出をしました。その概要は次のとおりです。

1 県条例の制定について

障害者権利条約を批准し、関係法令を整備するとともに、平成25年に障害者差別解消法が制定されました。それらを背景に、県民に障がい者の理解、配慮を促進することに留まらず、共生社会の実現に向けて、関心を高め、それぞれの立場の責務、役割を示していくことは極めて重要であるため条例の制定は必要と考えます。本会においても、障がいのある人もない人も、「相互に人格と個性を尊重し合い、多様なあり方を相互に認め、支え合い、活かし合う」社会の実現に取り組んでいきます。

2 条例の名称について

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）による社会福祉法等の改正以降、「地域共生社会」という言葉が頻繁に使われています。今回提案の骨子案の名称は「共生社会」の前に“障がい者”を入れて（仮称）として提案されていますが、“共生社会”の考え方・理念を考えると相矛盾するようにも感じました。



しかしながら、現実にある障がい者差別を解消して「共生社会づくり」を目指すという趣旨・目的にした県条例制定には賛同します。

障がい者差別を解消して共生社会づくりを目指すためには、県民運動としても取り組む必要があると思います。そのためには、表現を柔らかく県民にもなじみやすい条例の名称、例えば、「障がいのある人もない人も、ともに生きる社会づくり長野県条例」等の検討をされることを提案するものです。

3 個別の条例（骨子案）への意見について（具体的な21項目提案の抜粋）

ページ項目	修正意見提案	提案の理由等
ページ1 定義	障がい者の定義に「難病の人」を加えることを提案	検討報告書でも、考え方が示されているとおり、難病で苦しんでいる人も包含すべきと考える。
ページ1 基本理念	「障がい者であることに加え女性、子供、高齢者」及び「県外や海外から訪れる障がい者」 下線部を追加提案	検討報告書に示されている、分科会からの意見提案を尊重すべきと考える。
ページ2 県民の役割	本文の「可能な範囲で周囲に伝え、また県民も伝えようとしていることに対して理解を示し、双方で理解促進が図られるよう努める。」 下線部を追加提案	原案だと、障がい者からの一方的な発信に感じてしまうため。「共生社会づくり」の県条例は県民として双方で理解促進に努めることが必要と考える。
ページ3 情報保障	意思疎通や意思決定並びに情報の取得等を支援する者の養成及び技術の向上のために必要な施策を講ずる。 下線部を追加修正提案	障がいがあっても自己決定・意思決定は極めて重要である。しかし、知的障がい者等判断能力が十分でない方に対しては、意思決定支援が必要と考える。
ページ3 住宅の確保	「県は、障がい者のための住宅を確保し、障がい者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するとともに、身元保証人の不在による住宅確保ができない状況が無いよう必要な施策を講じる。」 下線部の追加提案	地域で暮らすことを前提とする中、親族不在や親族の支援が受けられない方も多くなっていると考えられる。また、親族等による身元保証ではなく地域で支える仕組み作りと、それにより排除されない仕組み作りが必要と考える。
ページ4 選挙等	「県は、障がい者が円滑に投票及び被選挙権が公使できるように…」 下線部を追加提案	分科会等の意見にもある障がい者の被選挙権に対する配慮も規定すべきと考える。
ページ4 権利擁護	県は、成年後見制度その他の障がい者の権利利益の保護等のための施策または制度が広く利用されるよう必要な施策を講ずる。 下線部を権利擁護のためのに修正提案	「権利利益」という用語は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」にも使われているが、一般的ではないため、県条例としては伝わり易い用語を使用することが望ましいと考える。

令和3年度市町村職員等高齢者虐待対応力強化研修

企画運営：虐待対応委員会

研修は、1月25日(火)にZoomオンラインでの開催。日程・内容は、高齢者虐待に関わる行政説明、講義、そしてグループワーク&全体セッションの流れで、市町村職員や地域包括支援センター職員等129人が熱心に受講した。

【講義】 演題：高齢者虐待対応の「判断」と「チームアプローチ」
～権利擁護の意識共有から始める連携体制づくり～

講師：岡田多恵子氏（四国学院大学准教授、愛媛県社会福祉士会）



権利擁護の視点

社会福祉における権利擁護は、「本人らしい生活と変化」を支える展開が求められる。全ての人の自己実現、自己決定を尊重し権利を行使できるよう支援するものである。重大な権利侵害に対抗するには法制度を活用して支援する必要がある。

虐待対応専門職チーム

愛媛県のチームも弁護士と社会福祉士のチームで派遣するスタンダードモデルで8割の市町村が予算化をして活用している。長野県は「伴走支援事業」などが整備されている。可能な限り貪欲に活用した方が良い。

根拠（エビデンス）ある判断・決断

高齢者虐待防止法で一義的責任を負うのは市町村である。虐待認定等を「するか／しないか」。また、その対応が「適切である」または、「現段階で最善である（ベストインタレスト）と見込まれる」という根拠を示すことが必要である。

初動期段階に該当する法的根拠

高齢者虐待防止法では、市町村が相談や通報、届出を受けた場合、速やかに高齢者の安全確認、通報又は届出にかかる事実確認、高齢者虐待対応協力者とのその対応について協議を行うことが規定されている。

虐待対応の体制整備

何から・どこから始めるか（できているか）、形だ

けでなく機能できることが大切である。どの機関にどこまで協力を仰ぐか、チームの作り方も重要な項目になる。それぞれの市町村独自の体制整備が求められる。

組織的な虐待対応の視点

チームアプローチと全体調整の必要性（虐待対応経験のないメンバーが感情論や感覚論で発言することを避ける）、常に迅速な対応を意識する、必ず組織的に対応する、適切に権限を行使することが大切である。

内部・多職種・他機関・地域連携

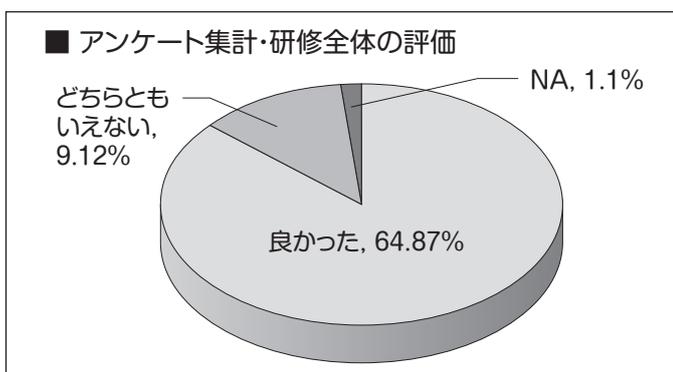
ネットワークとチームアプローチは必須である。コンセンサスを得るには時間を要するが、個人情報や配慮事項に関する認識の違いの溝を埋める作業および根拠となる権利擁護の意識共有ができる取り組みが必要である。

コロナの時代に求められる虐待対応

権利擁護と感染予防はどちらを優先するという二項対立ではなく、並立パラレルな課題と捉え、対応していくことが基本となる。withコロナ、Afterコロナの高齢者虐待対応策と今後の予防計画は必須となる。

虐待を未然に防ぐためのアプローチ

権利意識の啓発、認知症等の理解や介護知識の周知、介護保険制度の利用促進による養護者の負担軽減、孤立している高齢者世帯への関係者による働きかけ、虐待が発生する要因を低減させることが必要である。



■ アンケートのコメント

- ◇ 行政の責任の重さが理解できた。これまでの経験に基づいた話は分かりやすかった。
- ◇ チームアプローチ、連携の重要性。緊急性の判断、早期の対応、本日の講義の内容を参考に今後の対応の検討材料にさせていただきます。
- ◇ 体制整備を見直す必要があると強く感じました。誰が担当でも対応できる基盤づくりを今後整備して

いきたい。

- ◇ とかく感情的な発言に会議が流されることがあるが、コアメンバー会議参加者が権利擁護の原則を共有できていることが大前提だと再認識した。
- ◇ コロナ禍の虐待の現状を知ることができてよかったです。根拠をもって対応することの大切さを改めて学ぶことができました。
- ◇ Zoomでの研修は行き来の時間がないのでとても助かる。グループワークはファシリテーターがいたので進行がスムーズにいったと思う。
- ◇ 講師もおっしゃっていましたが、内容的に半日の研修以上のボリュームがありました。参加する側からすると、半日の方が参加しやすいとも思いました。
- ◇ グループ内の方々のさまざまな考え方や問題や課題への着眼点の違いに気付くことができました。虐待発生から終結までの一連の流れの中でチームワーク作りや力の見える関係づくりが素晴らしいと感じた。評価の重要性も理解できた。

● — | 累犯障がい者・高齢者の支援を考えるセミナー | — ●

標記セミナーは、令和4年1月28日(金)、昨年に続き新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に配慮しZoomウェビナーを利用して開催されました。当日は83人の皆さんの参加がありました。

<行政報告>

講師：岸根 守 氏

(長野保護観察所 統括保護観察官)

保護観察所は、地方裁判所所在地に置かれ保護観察、生活環境調整、更生緊急保護等の業務を行っています。

保護観察とは、犯罪をした人または非行のある少年が実社会の中で更生するように指導監督および補導援助を行うもので、対象は家庭裁判所で保護観察に付された少年、少年院から仮退院を許された少年、刑事施設(刑務所等)からの仮釈放を許された人、裁判で刑の執行の全部または一部の執行を猶予された人などです。

生活環境調整とは、刑務所や少年院などの釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、生活環境を整えることによって円滑な社会復帰を目指すことです。中には、適当な帰住地や引受人がなく、さらに高齢や障がいにより福祉の支援を受けないと生活が難しい人がおり、そのような人の帰住調整をおこなう特別の生活環境調整を特別調整といいます。

特別調整は刑務所で候補者を選び、保護観察所が定着支援センターとともに面接を行い、その意見を聞きながら定着支援センターへ依頼するという仕組みだそうです。

また、更生緊急保護の措置として、出所時の支援だけでなく、福祉的な支援を実施する「保護観察所が行う入口支援」が開始されたとのことでした。

<実践報告>

講師：石川 貴 浩

(長野県地域生活定着支援センター センター長)

出所した人を地域で支えるとはどういうことか、一人の当事者の支援経過を動画映像を使って説明がありました。その当事者は、軽度の知的障がいがあり、生活につまずくと大量飲酒をして放火といった事犯を繰り返してきたといいます。縁あって長野県定着支援セ

ンターで支援することになり、最初はなかなか支援を受けてくれる事業者がない中、今回の支援者につながり、今はとても落ち着いた生活をしているという内容でした。

支援者として動画の中でインタビューに答えてくれた、相談支援事業者、シェアハウス、グループホーム、就労支援事業の各管理者が、本人に対する支援について、さらには障がいを持つ刑余者に対する支援への想いなどが語られていました。

<講演>

演 題：少年矯正の実務からみた

人間形成の根底とその支援

講師：小林 万 洋 氏

公立大学法人 長野大学 社会福祉学部教授
(臨床心理士・公認心理師)

犯罪を犯した少年は、警察から児童相談所(14歳未満)や検察(14歳以上)を経て全件が家庭裁判所へ送致され、少年鑑別所での調査を経て審判が行われる。この制度は、少年は社会や家庭などの環境による影響を強く受けるため、単に本人を罰するというのではなく教育の場という考え方だそうです。鑑別所の機能には、鑑別、観護処遇、地域援助があり、鑑別は心理的アセスメントを、観護処遇は約1ヶ月ほど入所し特性に応じた支援を、地域援助は、年齢を問わない支援とのことでした。



少年非行の現状については、検挙人数自体は少なくなっており、少子高齢化の進行、窃盗や道交法事犯、暴走族等の集団非行の減少、特別支援学級の充実などが影響しているとのこと。犯罪の内容としては、窃盗の比率が下がり傷害・暴行や詐欺が増加傾向。ただし、家庭内暴力は増加傾向にあるそうです。

非行とストレスの関係について、その特徴について、言語表現力の乏しさにより、言葉で自分のことを語るのが難しい。非行が何らかの自己表現という理解ができる。自尊心や自己肯定感の低さ、大人への不信

感、被害感の強さなどがあげられる。ストレスへの対処の一つの方法が非行であり、誤った対処方法を保持しているのが非行のある少年という理解だそうです。

少年の立ち直りを支える心理学的支援法について、関係を徐々に深め人間は信頼に値することをさまざまな場面で伝える、良いことは褒め悪いことは指導する、感情や行動を統制する力を身につけさせる、ストレスを伸ばす、過去のことは変えられないが未来志向のアプローチ、レジリエンスの理解などが大切とのことでした。

安心安全な社会の実現に向けて、社会の中で、争いや苦しみの芽となるものを摘み続ける努力を積み重ねることが大切。なぜ非行をしたかだけでなく、何のために非行をしたのかを問う視点を忘れないこと。している行為は確かに悪い、しかし、その行為を通じて本人が本当に求めていたものは何か、それを実現するための適切な方法は何かをともに考える。子どもの問題行動は、大人への問題提起。非行を起点として、本人を中心に据え、スクラムを組み直す→他機関連携していく。

最後に、人は容易には変わらないし期待通りにはならないことも少なくない。問題行動自体に、これまで経験してきたことが現れており、そうせざるを得なかった事情が物語られている。あがいているうちは、何かを期待している証であり、もがいている限り、希望はある。劇的な、即効的な効果はあまり期待できない。地道に粘り強く、いつか花咲く種をまき続ける。というお話をいただきました。

災害支援における社会福祉士の役割とは ～災害コミュニティソーシャルワークの機能を考える～

西澤 亜紀（中信地区 広報編集委員）

1月29日(土)に開催された今回の学習会では、最初に災害福祉支援委員会から令和元年東日本台風災害における活動内容や支援の心構え、社会福祉士が行う災害支援の役割について報告があった。

続いてNPO法人さくらネット代表理事で災福ネット・長野県ふくしチーム養成研修講師でもある石井布紀子先生から「今こそ、ささえあいの力を社会の力に～令和元年東日本台風災害被災地支援から学び直しましょう～」と題して講義があった。令和元年台風災害支援で展開された「現場に出向く」「コーディネート・つなぐ」「よりそう」を徹底した災害福祉ネットや災害ボランティアセンターの取り組みは、先進的なものであると評価したうえで、災害コミュニティソーシャルワークを展開していくためには、災害ボランティアセンターのニーズ票の変革や避難所・在宅被災者の相談アセスメント項目の検討、コーディネーターとしてのふるまいや姿勢・信条を見える化するといったことが重要とのことであった。

講義後のブレイクアウトセッションでは、ボランティアセンター、避難所、協働のグループに分かれて、「人」「生活」「地域」のアセスメントについて意見交換をした。

信州ぐるっと!! ～県内の特色ある福祉活動を紹介～

障がい者が好きな場所で暮らせるということ

小橋 加英子（一般社団法人ぴあねっと）

私は昨年6月に前職員であったご縁もありまして「一般社団法人ぴあねっと」の代表理事になりました。今回は初代代表理事と一緒にぴあねっとの歴史を振り返りました。イベントの宣伝も兼ねて紹介させていただきたいと思います。

ぴあねっとは平成11年10月に国の補助事業「市町村障害者地域生活支援事業」の一環として松本市の呼びかけで任意団体「ぴあねっと21」として発足したものです。職員である障がい当事者がピアカウンセラーとして、当時「措置から契約へ」と福祉の流れのなかで入所施設から地域生活を目指す身体障がい者の方々の相談にのったのが始まりです。現在は障がい種別を問わず「障害者相談支援センターぴあねっと・まつもと」として受け止めています。障がい者の地域生活を支援して20年。支援していて大切だと思うことは、自宅でも施設でも、グループホームでもアパートでも…障がい者が自分で生活する場所を好きに選ぶことができるということです。

今回松本市理解促進事業の一環として映画「道草」の上映会を企画いたしました。

最重度と言われる障がいがある人たちが家族の元を離れ街の中で暮らしている様子を追ったドキュメンタリーです。まだまだ社会資源は足りませんが、「好きな場所を選べる」、そういう時代になってきました。コロナ禍で当日はどんな形の開催になるか、開催できるのかまだわかりませんが、皆で知り、学ぶ良い機会になればと思います。

詳しくは松本障害保健福祉圏域自立支援協議会のホームページをご覧ください。



北信地区

氏名：小林 悟
所属：長野市社会福祉協議会
まいさぼ長野市



職種・業務内容

生活・就労支援センター業務
生活の悩みや経済的な困りごと、お仕事の相談など総合的にお受けしています。

業務での必須アイテム：コーヒー

ひと息つきたいときに欠かせません。

<ある日の私の一日の仕事内容>

時間	業務内容	コメント
8:30	朝礼	全体で共有事項を確認
9:00	面談	新規相談。対象となる制度説明
10:30	事務作業	面談記録や申請書類等準備
11:00	面談	継続相談。前回面談後の生活の様子について確認
12:00	昼食	
13:00	訪問	新規相談。本人・関係機関と面談
15:00	ケース会議	本人、関係機関と今後の支援内容について共有
16:00	事務作業	面談記録や資料作成等
17:30	退社	

Q1 職歴～社会福祉士の資格を取ったきっかけは？

福祉の仕事に関心をもち、夜間の専門学校に通いました。日中は仕事をしながら通学し資格取得。就職先は県外の回復期リハビリ病院に勤務。地元の長野県へ戻ることになり、社会福祉協議会へ入職することになりました。

Q2 業務の中で社会福祉士として心がけていること、大切にしていることは？

自己決定支援を心掛けています。他人に決められた人生を送るのではなく、自分で決定していくことができるよう、常にご本人の意向を確認しながら支援を行っています。

Q3 社会福祉士としてのやりがい？

さまざまな価値観の人と関わることです。

Q4 これからの目標は？

社会福祉士としてのスキルアップを目指していきたいです。またチームワークを重視して仕事に取り組んでいきたいと思っています。

東信地区

氏名：木島 美佐子
所属：障がい者支援施設
千曲園



職種・業務内容

サービス管理責任者
相談業務、個別支援計画書作成、処遇関係の統括、人材育成、雑用

業務での必須アイテム：システム手帳

仕事のこと・プライベートのこと、すべて書き込んでおかないと、物忘れが多くなり、書いたことも忘れてしまうため…

<ある日の私の一日の仕事内容>

時間	業務内容	コメント
8:30	朝礼・業務開始	ラジオ体操で体をほぐす
9:00	プラン作成、相談業務、書類整理	日によって違うため、毎日が決まっていない
12:30	昼食	お昼寝
13:30	プラン作成、相談業務、書類整理、会議など	時間に追われながらの時と、のんびりできる時と…
17:00	業務終了	
17:30	退社	夕飯のメニューを考えます

Q1 職歴～社会福祉士の資格を取ったきっかけは？

短大卒業し、今の職場に就職、相談業務だったため、自分のスキルアップも兼ねて資格取得を目指しました。

Q2 業務の中で社会福祉士として心がけていること、大切にしていることは？

ご利用者の思いを傾聴し、平常心でいられるよう、自己啓発に努め、相手との距離感も大切にしています。

Q3 社会福祉士としてのやりがい？

チームアプローチをする中での自分の役割、調整や課題において結果が出せたとき。

Q4 これからの目標は？

まずは体調管理！人と人とのつながりを大切にしたい。仲間をつくること。ゆっくり温泉でも行きたいなあ。

社会福祉士の皆さんはさまざまな分野で働いています。
 普段はなかなか知ることのできない他分野の社会福祉士のみなさんはどんな一日を送られているのでしょうか？

中信地区

氏名：岩見 岳志

所属：相澤病院

職種・業務内容

急性期病院の医療ソーシャル
 ワーカー

社会福祉の立場から患者家族の抱えるさまざまな課題に対して援助し、社会復帰の促進を図っています。

業務での必須アイテム

パソコン 院内PHS 重たいファイル



南信地区

氏名：熊谷 博文

所属：社会福祉法人あゆみ会
 障害福祉サービス事業所
 あゆみ園

職種・業務内容

福祉施設の管理者

業務での必須アイテム

携帯電話・PC・漬物・柑橘系果物



<ある日の私の一日の仕事内容>

時間	業務内容	コメント
8:00頃	出社	担当病棟の介入している患者をモニタリングし、一日の業務を確認しています。
8:50	朝礼	部署全員で通知文章などを確認します。
9:30	チーム別の打ち合わせ	一日の業務予定をチーム内で共有し、対応を検討します。
10:00	面接・電話・カンファレンス等	患者・家族との面接やICの同席、カンファレンスの参加などの仕事をしています。
16:30	終礼	残務について部署内で共有し、協力してその業務をおこなっています。

Q1 職歴～社会福祉士の資格を取ったきっかけは？

テレビ局の技術職をしていた時に、閉じこもって仕事をする自分に限界を感じ、老人ホームのヘルパーに。いつの間にか施設長になってしまったため、知識を深めるために社会福祉士を取得しました。

Q2 業務の中で社会福祉士として心がけていること、大切にしていることは？

その人の生き方を尊重し、そのお手伝いができたらいいなと考えています。

Q3 社会福祉士としてのやりがい？

退院後、その人が望む生活を送れているときに「良かったのかな…」と感じます。

Q4 これからの目標は？

病院で実践しているソーシャルワークを通して、「医療ソーシャルワーカーになりたい」と思ってもらえるような仕事ができればと思います。

<ある日の私の一日の仕事内容>

時間	業務内容	コメント
7:00	出社・施設開錠・電話対応	花を飾る等します。
8:15	朝ミーティング	連絡事項等
9:00	利用者さん迎え、朝礼・事務業務・会議等	この所は、新規事業立ち上げに関する会議等が多いです。
12:15	昼食	
13:00	事務業務・会議等	
18:30	施設施錠	

Q1 職歴～社会福祉士の資格を取ったきっかけは？

11年間、一般企業の営業の仕事をしていました。その時の経験が、授産事業の業務に活かされています。

4年前に施設長になったとき、職員に、「資格を取ろう！」と呼び掛けたのがきっかけです。自分が資格を持っていなかったらその言葉に重みがありません。

Q2 業務の中で社会福祉士として心がけていること、大切にしていることは？

「実践無き理論は空虚、理論無き実践は無謀」
 「利用者さんファースト」

Q3 社会福祉士としてのやりがい？

まだ資格を使っただけの一人前の業務ができていません。

Q4 これからの目標は？

日々、反省的実践の繰り返しです。
 安心・安全・安定の施設を創ること。

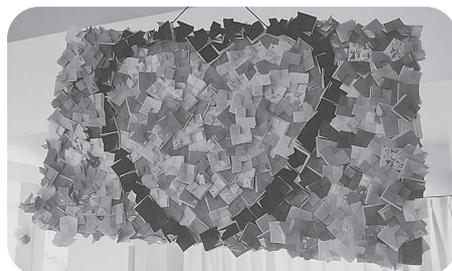
「社会人一年目の施設職員の緊張と思い」

古畑 玲河 (中信社会福祉協会 梓荘)

今までレジ打ちバイトしか働いたことの無い社会人一年目の気持ちです。知識は資格を取る勉強である程度つき、技術は授業の中で教えて貰える分は得た気持ちで、ものすごく緊張した状態で「さぁ頑張ってみよう」と施設の門をくぐりました。

そこで待っていたのは介護の仕事が主でした。残念ながら私は今まで介護の勉強はしたことはありませんでした。毎日頭がパンクしそうになりながらもなんとかできるようになろうと、自分なりに必死で頑張りました。

そこで思い知ったのは「信用」を得ることの難しさでした。新人だから、というレッテルは利用者さんへ大きな不安を与えるもので、任せて大丈夫という気持ちを持ってもらうのに半年以上はかかりました。今では皆さんの笑顔を見られるようになり、やりがいを感じる毎日になりました。まだまだこれからですが、社会福祉士の知識や資格を活かして、なんとかこれからもやっていきたいと思った次第です。利用者さんたちと楽しく毎日過ごせるようにしっかり頑張ります。



*次号は、高森町社会福祉協議会 田中 眞佐子さんにバトンタッチします。

設立30周年 記念公開セミナー 6月19日(日)13:30～

本会は1992年11月に任意団体の職能団体として設立し、今年30周年を迎えます。2007年7月に「社団法人」、2013年9月に「一般社団法人」、2016年4月には「公益社団法人」の認可を受け今日に至り、設立当初31人の会員が、現在は1,200人を超える大きな組織になりました。

1月に開催した理事会では、2022年度において記念公開セミナーや30周年記念冊子の発行等を行うことを決めました。

記念公開セミナーは、

↓ 6月19日(日) 13時30分～

↓ 鼎談 山口 光治 氏 (淑徳大学・学長)

原田 正樹 氏 (日本福祉大学・学長補佐)

等を招いての鼎談およびトークセッションを行います。

なお、2022年度定時総会は、6月19日(日)12時30分から行う予定です。



今後の予定

最新の予定は、本会ホームページ (<https://nacsw.jp>) をご覧ください。

日 時(曜日)	事業名・研修名	会 場	備 考
3月12日(土)	2021年度第6回理事会		
4月16日(土)	2022年度第1回理事会		
6月19日(日)	定時総会・30周年記念公開セミナー		

◎ 入会状況 (2022年1月末現在) * 会員数：1,207人 入会率：26.87% 人口10万人あたりの会員数：57.83人

編 集 後 記

長野県は、令和4年度当初予算の主要施策に「誰一人取り残さない公正な社会づくり」を柱として「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」の制定をあげております。本会は昨年末、この条例への意見提案(本紙2ページ)をしました。まさに私たち社会福祉士が果たすべきソーシャルアクションです。SDGsが目指すグローバルな社会に向かってともに行動しましょう。(K.O)